

令和4年2月28日
保健福祉政策部
臨時特別給付担当課

子育て世帯への臨時特別給付について

1. 主旨

既に実施している子育て世帯への臨時特別給付について、9月1日以降の離婚等により、新たに児童の養育者になっているにもかかわらず給付金を受けられなかった方々に対しても支給を実施するために、事業の一部を見直す「子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)」(以下「支援給付金」という。)の概要が国から示されたので報告する。

2. 国が示す支援給付金事業の概要

(1) 支給対象者

次のア・イに掲げる者で、かつ、子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金)の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者

ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者(令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者)になった者(所得が児童手当の所得制限限度額未満の者に限る。)

イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点(令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時)において高校生等を養育している者(所得が児童手当の所得制限限度額未満の者に限る。)

(2) 対象児童

支援給付金の支給の算定の基礎となる児童は、次のア・イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童(令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童)

イ 令和4年2月28日時点(令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時)において支給対象者に養育される高校生等

(3) 支給額

対象児童一人につき10万円

ただし、一括給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を控除した額

3. 区における支援給付金の支給

(1) 支給に係る手続

令和3年9月1日以降、令和4年2月末までに、離婚等により児童手当の受給変更手続きをしている支給対象者になる可能性のある養育者へ、案内及び申請書を送付

以外については、対象者が自主的に申請

区は申請内容を確認・審査のうえ給付金を支給する。

新たな養育者へ支援給付金を支給しても、元養育者へ支給した給付金の返還は求めない(国の方針)

(2) 想定される支給対象者数

400世帯(支給対象児童 600人)

(3) 経費

事業費 60,000,000円 全額国庫補助

4. 今後のスケジュール(予定)

令和4年3月中旬 支給対象者になる可能性のある養育者へ案内及び申請書を送付
ホームページ・フェイスブック・ツイッター・せたがや子育て応援アプリ・ひとり親家庭支援情報(メールマガジン)で広報

令和4年3月下旬以降 順次支給

令和4年4月28日 申請締め切り